

鳥取県告示第828号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成20年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
347	財団法人鳥取県交通安全協会	売りさばき場所所在地	東伯郡北栄町由良宿1300	東伯郡湯梨浜町大字上浅津216	平成20年9月28日